

新 潟 市
いじめの防止等のための基本的な方針

平成26年4月

新 潟 市

目 次

はじめに.....	1
第Ⅰ章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念.....	2
2 新潟市いじめ防止基本方針策定の目的.....	2
3 いじめの防止等に向けた方針.....	2
第Ⅱ章 いじめの防止等のために新潟市が実施する施策	
1 いじめ防止市民連絡協議会の設置.....	3
2 新潟市いじめ防止対策等専門委員会の設置.....	3
3 教育委員会の取組.....	4
第Ⅲ章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1 学校いじめ防止基本方針の策定.....	6
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織.....	8
第Ⅳ章 重大事態への対処	
1 重大事態への対処に当たっての方針.....	9
2 重大事態の発生と調査.....	9
3 調査結果の報告を受けた市長による検証及び措置.....	11
4 関係児童生徒及び保護者への対応.....	11
第Ⅴ章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	13

はじめに

すべての子どもは、次代を担うかけがえのない存在です。子どもは、人と人とのかかわり合いの中で、自己のよさや可能性を認識し、自己肯定感や自己有用感を実感します。また、誰もが互いのよさを認め合い、支え合い、高め合う温かい人間関係の中で、子どもは自己実現を目指して生き生きと生活し、成長できるのです。

すべての子どもは、安心して、生き生きと、自分らしさを発揮して生活する権利をもっています。そして、教師や保護者など、子どもを取り巻くすべての大人には、子どものもつ権利を保障するための社会をつくっていく責任があります。そのためにも、大人はいじめのない社会をつくるための不断の努力をしなければなりません。

いじめのない社会をつくることは、社会全体の大きな使命です。そして、その実現のためには、市民一人一人が当事者意識をもっていじめの問題を受け止めることが重要であるとともに、社会全体でいじめの防止に向けて取り組み、いじめを生まない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、新潟市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ組織的に推進するために、「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「新潟市いじめ防止基本方針」という。）を策定しました。

第Ⅰ章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

2 新潟市いじめ防止基本方針策定の目的

本市は、前項の基本理念の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進することを目的として、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参考に、新潟市いじめ防止基本方針を策定する。

3 いじめの防止等に向けた方針

社会全体で子どもの健やかな成長を支えるとともに、子どものいじめの防止に向け、社会全体でいじめの起きない風土づくりに努める。そのため、以下の方針にそって、いじめの防止等に向けて組織的に対応する。

(1) 子どもは

互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築きます。

(2) 市は

- ・ 新潟市いじめ防止基本方針を定め、これに基づき、いじめの防止等の必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- ・ 学校、保護者、地域、関係機関等の連携を強化し、日ごろから社会全体でいじめの予防や対処に努める。
- ・ 重大事態発生時には、その解決に向け、発生したいじめについて調査を行う組織を設置する。

(3) 学校は

- ・ わかる授業・できる授業や、一人一人を生かす教育活動の充実、さらには保護者、地域との協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。
- ・ 教職員が、いじめに対して積極的、組織的に対応し、子どもと共に解決を図る。
- ・ いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

(4) 保護者は

- ・ 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め、子どもが安心、安定して過ごせるよう愛情をもってはぐくむ。
- ・ いじめが許されない行為であることを十分認識し、いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに、いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。

(5) 市民は

子どもが健やかに成長することを願い、人権意識を高めるとともに、学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携していじめの防止等に努める。

第Ⅱ章 いじめの防止等のために新潟市が実施する施策

本市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ組織的に推進するため、新潟市いじめ防止基本方針を定める。

この基本方針は、本市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の取組について、体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載する。

1 いじめ防止市民連絡協議会の設置

学校、社会教育機関、地域住民、家庭等が相互に連携していじめの防止を目指し、健全育成にかかわる機関、諸団体との連携を図るため、警察、法務局、民生委員・児童委員、新潟市PTA連合会、児童相談所、新潟市小・中学校長会、その他の関係者の代表を構成員とする「いじめ防止市民連絡協議会」を設置する。

2 新潟市いじめ防止対策等専門委員会の設置

いじめの防止等の対策を実効的に行い、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等の調査や有効な対策を図ることを目的に、「新潟市いじめ防止対策等専門委員会」を附属機関として教育委員会に設置する。

委員の構成については、専門的な知識及び経験を有する第三者等である弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、その他教育長が必要と認める者とし、公平性、中立性が確保されるよう努める。

また、重大事態に係る調査は、上記組織が行う。

3 教育委員会の取組

(1)「自律性と社会性をはぐくむ生徒指導」の推進

子ども一人一人の精神的、社会的な「自立」に向けて、子どもが社会の一員であることを自覚し、他者と望ましい関係の中で自分自身を高めていくために、めあてをもち、自己決定し、自主的に行動する「自律性」と、互いに認め合い、支え合い、高め合う「社会性」の育成を目指す。

子ども一人一人の成長を促すために、次のような取組を推進する。

- 子どものよさを多面的に理解し、一人一人の子どもと教師との信頼関係を築く。
- 日々の授業や特別活動を中核とし、全教育活動を通して、すべての子どもに自律性と社会性を育成することを目指し、「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から意図的、計画的な指導に取り組む。
- 全教職員が当事者意識をもち、組織的に取り組む。

(2) 教員の資質の向上のための支援

- ・ わかる授業・できる授業の推進に向けて、教員の授業力の向上を図るために、各学校への計画訪問・要請訪問や研修会の充実を図る。
- ・ 学級会や学年活動、児童会活動・生徒会活動等による児童生徒の自主的、自治的な特別活動の推進に向けて、教員の指導力の向上を図るために、研修会等の充実を図る。
- ・ 予防的・課題解決的な指導を推進するための教職員の専門性及び人権意識を高めるために、児童生徒理解をはじめ、カウンセリングやストレスマネジメント、人権教育に関する研修の充実を図る。

(3) いじめの早期発見及び児童生徒の心の安定に向けた支援

- ・ いじめの早期発見に向けて、児童生徒一人一人の心の状態を把握するための「心の健康チェック（自己診断）」や、児童生徒の集団への適応状況を把握するための「学校生活アンケート」等を実施するなど、定期的な調査その他の必要な措置を講じることができるよう支援する。
- ・ いじめの早期発見及び児童生徒の心の安定を図るために、定期的な教育相談や機をとらえた教育相談の充実や、スクールカウンセラーによるカウンセリングの活用を推進を図る。

(4) 保護者、地域との連携に向けた支援

- ・ 保護者や地域住民がいじめの防止等に係る取組に参画し、いじめの問題を共有して地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。
- ・ 地域全体でいじめのない社会を実現させるため、いじめ防止市民連絡協議会の設置によるPTAや地域の関係団体との連携促進や、学校支援ボランティア

をはじめとする地域人材の積極的な活用など、学校と保護者、地域が組織的に連携、協働する体制の構築に向けて支援する。

(5) 学校間連携の充実に向けた支援

- ・ 小・中学校間において、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実が図られるよう支援する。
- ・ いじめの問題が複数の学校にまたがる場合でも、学校間が互いに連携し、いじめにかかわる情報を適切に共有して、関係する児童生徒及びその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行うことができるよう支援する。

(6) 相談に係る組織的連携・協働体制の構築

- ・ 児童生徒及び保護者並びに教職員がいじめに係る相談を効果的に行うことができるように、スクールカウンセラー、スーパーサポートチーム、スクールソーシャルワーカー、市教育相談センター、区教育相談室、訪問相談員等の人材や組織を効果的に活用できる体制を整備する。
- ・ いじめの問題等について、教職員が互いに心を通わせて、同僚性や協働性を発揮して取り組むことができる職場となるよう支援する。

(7) 学校評価及び教員評価への指導、助言

- ・ 学校評価においては、その目的を踏まえ、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて設定した目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう支援する。
- ・ 教員評価においては、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、日ごろからの児童生徒の理解や、いじめの防止、早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう支援する。

(8) 「インターネットによるいじめ」の防止等に向けた取組の推進

- ・ 児童生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会を実施するなどの支援を行う。
- ・ 児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、指導主事やスーパーサポートチームにより、「インターネットの不適切な使用による危険性」について理解を深める啓発の充実を図る。
- ・ 教職員が、インターネット上のいじめの現状などの理解を深めるとともに、トラブルが発生した場合の対応を迅速、確実に行うことができるようにするために、啓発や研修会等を行う。

- ・ インターネット上で、児童生徒のいじめにつながる恐れのある書き込みが認められた場合は、関係の学校に情報提供するとともに、学校の対応への指導、助言を行う。必要に応じて、指導主事やスーパーサポートチームを学校に派遣したり、警察等の関係機関との連携を促す。

(9) いじめに対する措置

- ・ 教育委員会がいじめの報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対して指導主事を派遣するなどの支援を行い、調査を行うなどの措置を講じる。この調査の結果は、必要に応じ、新潟市いじめ防止対策等専門委員会で報告し、協議する。
- ・ いじめを受けた児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命じたり、当該児童生徒を一時的に学校内の別室又は市教育相談センター等の機関で学習させたりするなど、必要な措置を速やかに講じる。

(10) 重大事態への対処

- ・ 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に役立てるため、新潟市いじめ防止対策専門委員会により、アンケートや聴き取りなど、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 前述の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・ いじめの程度やその結果の重大性によっては、いじめ問題の解決のために警察をはじめとする関係機関との連携を適切に図り、対応を進める。

第三章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、各学校で定める基本的な方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針及び新潟市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとする。

(1) 教職員の姿勢

すべての子どもがかげがえのない存在であることから、子ども一人一人が誰からも尊重され、一人一人のよさが生かされるように、日々の教育活動に専心する。

その上で、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識にたち、すべての教職員が、児童生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。

(2) いじめの防止

- ・ 従来の予防的・課題解決的な指導から、子ども一人一人の成長を促す指導により力点を置き、新潟市の生徒指導リーフレット「子ども一人一人の成長を促すために」及びいじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」を自校化することにより、児童生徒の自律性と社会性をはぐくみ、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。
- ・ 多面的な児童生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通してすべての児童生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性をはぐくみ、精神的、社会的な自立を目指す。
- ・ わかる授業・できる授業、一人一人を大切にし、生かす教育活動により学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。

(3) いじめの早期発見

- ・ 児童生徒をよくみる、話をよく聴く、寄り添う、かかわる、毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね、児童生徒との信頼関係を築く。
- ・ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で児童生徒に接し、児童生徒の人権感覚を育成する。
- ・ 児童生徒の話をていねいに聴き取り、その後の対応についても児童生徒の意向を汲みながら児童生徒と一緒に考え、安心感をもたせる。
- ・ 日常の観察、こまめな記録の積み重ね、アンケート等の活用、教育相談体制の充実等により、いじめの早期発見に努める。
- ・ 全教職員で児童生徒の様子を見取り、情報を収集、整理して共有し、組織的な対応に迅速につなげるようにする。
- ・ インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(4) いじめへの対処

- ・ いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織で対応する。その場合には、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、全体像を把握する。
- ・ いじめを受けた児童生徒に対しては、心のケアに努める。また、保護者に対して経過や今後の方針をていねいに説明する。
- ・ いじめを行った児童生徒に対しては、安易な謝罪で終わらせず、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を考えさせ、自己決定させる。また、本人の不安定要因への対処を行い、必要に応じて関係機関と連携して家庭環境への支援を継続する。
- ・ 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるようにする。
- ・ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら取り組むとともに、必要に応じて関係機関と連携して取り組む。

(5) 自殺につながる可能性がある場合の対応

- ・ 児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」(Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保)に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。
- ・ いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童生徒への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織設置の目的と設置する組織

いじめの防止等の課題に対して、教職員、医師、スクールカウンセラーや社会福祉士など心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者などの地域人材等が、それぞれの役割や専門性を発揮して、組織的、実効的に解決に向けて取り組むことを目的として、例えば「いじめ対策委員会」の名称の組織を各学校に設置する。

また、中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。そのために、例えば、地域コミュニティ協議会、青少年育成協議会、民生委員・児童委員、PTA、スクールカウンセラー、教職員などの代表で構成する「中学校区いじめ防止連絡協議会」を設置する。

(2) 組織の役割

① 各学校に設置する組織（例えば「いじめ対策委員会」の名称の組織）について

この組織は、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

- ア いじめの予防に関して
 - ・ 学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - イ いじめが発生した場合
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
 - ・ いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討
- などがある。

また、いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開いて、情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

② 中学校区いじめ防止連絡協議会について

地域全体で子どもを見守り、いじめの防止等に努めるために、中学校区を単位として、各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年1～2回行い、対策等の共有を図る。

第IV章 重大事態への対処

1 重大事態への対処に当たっての方針

いじめは決して許されない行為であり、ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら、万一、重大事態が発生した場合には、教育委員会及び学校は、次の方針の基、全力でその対処に尽力する。

- いじめを受けた児童生徒の心身の安全，安定の確保を最優先に取り組む。
- いじめに係る事実を徹底的に解明し，対処に当たる。
- いじめを受けた児童生徒はもちろん，いじめを行った児童生徒に対しても，その心情に十分寄り添って指導，支援する。

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味について

重大事態とは、児童生徒がいじめを受けたことにより、

- 児童生徒が自殺を企図した場合

- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

及び

- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（※）

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。

などの状況となったことをいう。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

（2）調査の目的及び調査組織

重大事態が発生した場合は、「事実を明確にする」ことを目的に、いつ（いつ頃から）、誰が、どのようにかかわったか、学校及び教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り多方面から情報収集し、整理することで、いじめの全体像を把握する。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

調査は、新潟市いじめ防止対策等専門委員会によって行う。

（3）重大事態が発生した場合の初期対応

学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。

教育委員会は、学校から報告を受けた後、事実関係を整理して市長に報告する。

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの状況をはじめとする事実について、いじめを受けた児童生徒からていねいに聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対して、アンケートや聴き取り等による調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告をする。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会及び学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 市長への報告

調査結果については、教育委員会が、市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

3 調査結果の報告を受けた市長による検証及び措置

(1) 検証

前項②の報告を受けた市長は、新潟市いじめ防止対策等専門委員会による調査の結果について、検証の必要があると認めるときは、検証を行うことができる。

(2) 新潟市いじめ問題調査点検委員会の設置

当該検証を行うに当たっては、市長の附属機関として「新潟市いじめ問題調査点検委員会」を設置し、新潟市いじめ防止対策等専門委員会による調査の公平性、中立性について検証する。

委員の構成については、専門的な知識及び経験を有する第三者である弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、その他市長が必要と認める者とする。

(3) 検証の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、検証の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じる。

また、検証を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。報告の内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

4 関係児童生徒及び保護者への対応

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保

することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にもまして安心して学校生活を送ることができるように支援する。

具体的には、次のような対応や支援を行う。

- ・ 学級担任や養護教諭，スクールカウンセラー等によって，心情をていねいに傾聴する。
- ・ いじめに係る事実関係を明らかにするため，聴き取りをていねいに行う。
- ・ いじめの解決に向けて，当該児童生徒の意向をていねいに聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 安心して生活できる場や時間などの，学習・生活環境を確保する。
- ・ 不安を取り除き，心の安定を確保するために，スクールカウンセラーによる心のケアを行う。
- ・ 医療機関への受診が必要と判断される場合には，保護者の了解を得て，医療機関の受診を勧める。

また，当該児童生徒の保護者については，重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や，我が子が重大ないじめを受けたことに対する怒り，いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを，強く抱いていることが考えられる。

このような保護者の心情を察しながら，当該児童生徒の心身の安定に努めるために，保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ・ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は，いじめを起こしてしまったことについて誠実にお詫びをし，対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・ 当該児童生徒が受けたいじめに係る事実や，児童生徒の心身の状況についてていねいに説明する。
- ・ いじめの解決に向けて，保護者の意向をていねいに聴き取り，望ましい解決方法を共に検討する。
- ・ 保護者自身が不安を抱いている場合，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングを勧める。

(2) いじめを行った児童生徒及びその保護者への対応

いじめを行った児童生徒に対しては，その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ，決して繰り返さないよう指導する。その際，いじめを受けた児童生徒の立場に身を置き，相手の心の痛みを推測させることを通して，自己の行為の重大さを実感させ，深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童生徒への指導においては，本人の心の弱さを受け止め，心情に寄り添いながら指導する。これにより，本人の心からの反省を促すとともに，その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童生徒の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を
ていねいに伝え、その行為の重大さを当該児童生徒と共に認識させるとともに、
解決に向けた道すじを示し、保護者の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導、助言
する。

第V章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、国の基本方針が3年の経過を目途として見直すことに際し、必要
に応じて見直すものとする。

<参考資料>

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）
- ・ 生徒指導リーフレット「子ども一人一人の成長を促すために」（平成24年4月 新潟市教育委員会）
- ・ いじめ対応リーフレット「誰もが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指して」（平成25年3月 新潟市教育委員会）